

令和9年度 放課後児童クラブご案内



市ホームページ
電子申請のリンクもここから

朝霞市役所こども部こども未来課こども育成係
☎048-463-6720(直通)

＜朝霞市放課後児童クラブ指定管理者＞
(社福)朝霞市社会福祉協議会(高齢者・児童福祉課児童福祉係)
【膝折・岡・浜崎・幸町・朝志ヶ丘・根岸台・溝沼クラブ】
☎048-486-2487(直通)

(株)クオリス(令和9年度から)
【泉水・本町・栄町クラブ】

※この冊子の内容に変更・訂正・追加があった場合には、市ホームページにて情報を公開します。

目 次

指定管理者の変更について	3
1. 放課後児童クラブについて	4
○放課後児童クラブとは.....	4
○入所申請ができる方	4
○保育時間.....	4
○休所日	4
○保育料	4
○運営について.....	4
○申請から入所までの流れ(4月入所)	5
2. 令和9年度放課後児童クラブ入所申請受付期間	6
3. 入所申請に必要な書類	7
4. 入所の決定について	8
○入所選考の優先順位.....	8
○入所の審査	8
○入所決定通知	8
○入所の辞退	8
5. 入所に当たってのお願い.....	10
○放課後児童クラブ入所説明会について(参加必須)	10
○帰宅方法について	10
○持ち物について.....	10
○児童クラブから習い事等へ通う場合について.....	10
○おやつについて.....	10
○連絡・安全等について.....	11
○長期のお休みについて.....	11
○学校行事・感染症・台風時の対応	11
○放課後児童クラブにおける服薬について	11
6. 保育料減免・おやつ代還付の手続き	12
○保育料の減免.....	12
○減免申請期間(令和9年度)	13
○おやつ代の還付.....	13
7. 家庭状況の変更・退所の手続き	14
○家庭状況の変更	14
○退所の手続	14
○各様式の設置場所と提出先.....	15
8. 児童クラブの1日と年間行事	16
9. 公設放課後児童クラブ一覧.....	18
10. 朝霞市指定(民間)放課後児童クラブ一覧	20
11. その他の放課後の居場所・保育制度について.....	31

指定管理者の変更について

令和9年度より、朝霞市放課後児童クラブ（公設）の指定管理者に新たに1者加わります。これまで、全10クラブを社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が管理運営していましたが、以下の一部クラブにおいて、管理運営する事業者が変更となります。

【指定管理者が変更となるクラブ】全3クラブ

泉水放課後児童クラブ（第五小）

本町放課後児童クラブ（第六小）

栄町放課後児童クラブ（第八小）

【指定管理者】

株式会社 クオリス



株式会社クオリス
ホームページ

※その他の7クラブは従前のおり社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会が管理運営を継続します。

※指定管理者…施設の管理・運営を市から委託されている事業者です。

市では、複数の指定管理者との連携と相乗効果により、一層のサービス向上を目指していきます。

1. 放課後児童クラブについて

○放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）は、保護者が就労等の理由で、放課後に家庭が常時留守になる場合、朝霞市に住所を有する小学生を保育する施設です。

なお、私立小学校に在学している児童も各小学校区に設置している児童クラブに申請できます。

（通学区域にある児童クラブにのみ通所できます。）

※以後、断りがない場合は公設クラブの取り扱いについてのご案内となります。

民間クラブの取り扱い（保育時間・延長保育等）については後述の各クラブ紹介をご参照ください。

○入所申請ができる方

対象者	備考
就労（内定）をしている方	月 64 時間以上の就労時間かつ 15 時以降も働いている場合
病気や障害がある方	病気、負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合
介護・看護をしている方	病気、または心身に障害のある親族などがいるため、常時その人の介護または看護をしなければならない場合
求職中の方	求職活動を継続的に行っている場合
出産予定の方	母親が妊娠中または出産直後で、子どもを保育できない場合
就学（内定）している方	就学または職業訓練を受けている場合

※入所中に育児休業を取得する場合は、一度退所していただき、復職するときに再度入所申請をしていただきます。

○保育時間

月曜日から金曜日	放課後から 19 時まで
土曜日	8 時から 18 時まで
春休み・夏休み・冬休み・県民の日・ 学校行事（運動会等）の代休日	8 時から 19 時まで

※延長保育はありません。

※就労時間や保育の事由の内容によって、利用時間の調整にご協力をお願いすることがあります。

○休所日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び特に市長が認めた日

○保育料

児童 1 人につき月額 10,000 円（おやつ代 2,500 円含む）

・保育料は原則として口座振替でお支払いください。

・保育料の減免、おやつ代の還付については「保育料減免・おやつ代還付の手続き」（P12）を参照してください。

・途中退所の場合でも保育料の日割りはありません。ただし、おやつ代については還付対象となる場合があります。

・保育料の口座引き落とし日（納期限）は毎月月末（月末が土日祝日の場合は、翌営業日）となりますので、残高の確認をお願いいたします。

※その他、保育料の支払いが困難な場合や、口座を開設できない特段の理由がある場合は、こども未来課にご相談ください。

○運営について

朝霞市放課後児童クラブは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会及び株式会社クオリス（令和 9 年度から）を指定管理者として指定し、管理・運営しています。

○申請から入所までの流れ(4月入所)

令和9年度から電子申請を始めました♪
ご自宅からスマホで24時間手続き可能で
大変便利です。ぜひご利用ください。
表紙の2次元コードからアクセス!

① 1次申請 10月末まで 2次申請 2月上旬まで

・受付期間内に必要な書類を全て揃えて朝霞市こども未来課に申請してください。

※受付期間内に必要な書類の提出が間に合わなかった場合は選考できませんので、ご注意ください。

※添付書類など必要な書類については、朝霞市ホームページからダウンロード可能です。

詳しくは、「各様式の設置場所と提出先」(P15)をご確認ください。

2次申請の場合は2次選考へ

②-1 1次選考 1月上旬

【選考の対象者】

- ・1次申請をした方

【選考結果通知】

入所決定の方には「放課後児童クラブ入所決定通知書」を郵送します。(1月中旬予定)

保留の方には「放課後児童クラブ入所保留通知書」を郵送します。(1月中旬予定)

入所決定

保留

2次選考へ

②-2 2次選考 2月中旬

【選考の対象者】

- ・1次選考で入所できなかった方
- ・2次申請をした方

【選考結果通知】

入所決定の方には「放課後児童クラブ入所決定通知書」を郵送します。(2月下旬予定)

保留の方には「放課後児童クラブ入所保留通知書」を郵送します。(2月下旬予定)

入所決定

保留

③ 入所説明会(必ず参加)

- ・各クラブで利用に関する説明を行います。

【令和9年3月18日(木)開催予定】

申請内容(住所、家族状況、勤務先、勤務時間等)に変更がある場合は、速やかに「家庭状況変更届」と「就労証明書」をこども未来課に提出してください。

次回以降の選考対象となります。

なお、申請内容(住所、家族状況、勤務先、勤務時間等)に変更がある場合は、速やかに「入所申請事項変更届」と「就労証明書」をこども未来課に提出してください。

5月以降入所 随時選考

退所等により欠員が生じた場合に随時選考を行います。

【選考の対象者】

- ・4月入所選考で入所できなかった方
- ・5月以降随時申請をした方

【選考結果通知】

入所月の前月10日頃に結果を郵送します。

4月入所

※入所できなかった方への入所保留通知は初回のみ送付します。以降は入所が決定した場合に再度通知します。

※ランドセル来館事業(2年生~6年生)を申込む際に入所保留通知が必要になります。

2. 令和9年度放課後児童クラブ入所申請受付期間

4月1次申請は1年で申請件数が最も多く、窓口が大変混雑しますので、電子申請または郵送での申請書類提出をご検討ください。また、ご提出いただいた書類に不備があった場合、締切日までに修正が間に合わないという状況もあるため、期日に余裕をもってのご提出にご協力ください。

※申請期間外の申請は、希望する入所月での受付や指数への反映ができない場合があります。

※窓口での手続きは、特に締切日付近に大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

ご自宅で手続きが完了する電子申請をご利用ください。※必要書類(P7)をご用意の上お手続きください。

令和9年度4月1次

○電子申請 10月1日(木)9時～10月31日(土)23時59分

○郵送受付 10月1日(木)～10月16日(金)(消印有効)

○窓口受付 10月14日(水)～10月30日(金)正午まで

※混雑緩和のため、窓口受付開始日以前はこども未来課窓口で令和9年度の申請書を記入することはできません。一度お持ち帰りいただき窓口受付期間中に提出するか郵送でのご提出をお願いすることになりますので、ご了承ください。

※提出された申請に不備又は不足書類がある場合、申請を受け付けることができません。

期日に十分に余裕をもって申請前に添付書類等の準備を整え、申請時には記載内容に誤りが無い、再度確認の上、お手続きをお願いします。

年度途中入所

入所月		受付期間	入所月	受付期間
4月	1次	上記をご参照ください。	9月	7月1日(木)～7月30日(金)
	2次	11月4日(水)～2月5日(金)	10月	8月2日(月)～8月31日(火)
5月		3月1日(月)～3月31日(水)	11月	9月1日(水)～9月30日(木)
6月		4月1日(木)～4月30日(金)	12月	10月1日(金)～10月29日(金)
7月		5月6日(木)～5月31日(月)	1月	11月1日(月)～11月30日(火)
8月		6月1日(火)～6月30日(水)	2・3月	12月1日(水)～12月31日(金)

※電子申請の場合は各入所月の前々月の末日(土日祝日含む)23時59分までが受付期間となります。

※入所月が5月から3月の郵送での申請は、当日消印有効です。

継続入所申請

継続利用する方も新規利用する方と同様に申請いただく必要がございます。

保育料の未納について

・保育料に未納がある方は、入所申請を行う前に未納分全額を一括納付してください。一括納付が困難な場合は、事前にこども未来課に相談を行い、納付誓約書等を提出してください。

3. 入所申請に必要な書類

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	放課後児童クラブ入所申請書（電子申請の場合記入不要）
保育の必要な事由の証明書 ※1	就労（内定）をしている方	就労証明書※2
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書及び自営であることが分かる書類※3
	病気や障害がある方	診断書または障害者手帳の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書または障害者手帳、介護認定証等の写し及び介護・看護状況申告書
	求職中の方	誓約書
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等（出産予定日と母の氏名が記載されているページ）
	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知）の写し及び時間割等の写し
その他 ※4	朝霞に転入予定の方※5	転入誓約書及び建物売買（賃貸借）契約書等の写し
	生活保護を受給している方	生活保護受給者証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類の写し
	申請児童、保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し

※【共通事項】

- ・申請に必要な書類がすべてそろっていないと受付ができません。
- ・そのほか必要に応じて、入所に関する必要な書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

※1 保育の必要な事由の証明書は、申請時点で証明日からおおむね 3 か月以内のものをご用意ください。

※2 【就労証明書に関して】

- ・育児休業から復帰することを条件に入所申請をした場合は、入所開始月の翌月初日までに勤務を開始し、就労証明書を再提出する必要があります。なお、入所後、育児休業から職場復帰するまでの間のクラブ利用については、利用時間の調整にご協力をお願いすることがあります。
- ・就労証明書の「NO.6 就労時間」は良く確認してからご提出ください。記入されたとおり月間の合計時間に休憩時間が含まれていない場合でも、そのままの時間で点数を付けさせていただきます。
- ・利用条件に満たない場合は、別途、誓約書をご提出いただく場合があります。
- ・就労内定の場合は、就労開始後に就労証明書を再提出する必要があります。
- ・未記入の箇所がある場合は受付できない場合があります。

※3 原則、直近年度の確定申告書の写しをご提出ください。過去に確定申告をしたことがない方のみ、開業届の写しと直近 1 か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）をご提出ください。開業届のみ提出の場合は、開業準備中とみなし、労働内定の指数で判断させていただきます。

※4 父母及び同一世帯の方で、対象者欄の各項目に該当する方について必要となります。

※5 朝霞市に転入予定の方は、入所月 1 日の時点で朝霞市に住民登録がある必要があります。

【障害などにより支援が必要な児童の入所について】

- ・障害のある児童については、安心して過ごせるよう指導員を加配する場合がありますので、「障害者手帳の写し」等を事前に提出するようお願いします。また、加配指導員を配置できるまで入所をお待ちいただくことがあります。
 - ・障害の有無で入所をお断りすることはありません。
 - ・放課後デイサービスとの併用も可能です。
- （注意）必要な支援の内容によっては、他の福祉施設やサービスの利用が望ましい場合もあります。ご不安な場合は事前にご相談ください。

4. 入所の決定について

○入所選考の優先順位

- (1) 障害のある児童（継続申込者）
- (2) 新 3 年生以下の児童及び障害のある児童（新規申込者）
- (3) 新 4 年生以上の児童（※障害のある児童は除く）

○入所の審査

保護者が保育できない程度に応じて、家庭状況ごとに優先の度合いを指数化した上で、その指数が高い方から順番に入所決定します。

P9 の「朝霞市放課後児童クラブ審査基準表」を参考にしてください。

なお、指数の合計が同じ場合、次の各号順により決定します。

- (1) 申請児童の学年が低い者
- (2) 家庭状況欄の指数の高い者
- (3) 父母の状況欄の指数の高い者
- (4) 同居者の状況欄の指数の高い者
- (5) 兄弟姉妹が2人以上入所申請又は在所している者
- (6) 兄弟姉妹が1人入所申請又は在所している者
- (7) 継続入所申請している者
- (8) 前年度の入所申請が保留となった者
- (9) 申請児童の生年月日が後の者

○入所決定通知

市から「入所決定通知書」のほか、下表の書類を合わせて送付します。

書類名	注意事項
放課後児童クラブ入所説明会のお知らせ	入所説明会の日時、詳細等を記載しています。
放課後児童クラブ保育料の減免について	4 月入所の場合の減免申請については、P12 を参照し、令和 9 年 4 月 30 日（金）までに申請してください。
放課後児童クラブ保育料の口座振替について	口座振替依頼書を希望する取扱金融機関にお早めに直接提出してください。
口座振替依頼書	※提出されてから、口座振替となるまでに若干時間がかかります。

○入所の辞退

ご家庭の都合等により、入所を辞退する場合には、（入所決定通知に記載の）決められた期日までにこども未来課にご連絡をいただいた上で、「放課後児童クラブ入所辞退届出書」を提出してください。

※入所月の前月末までに辞退届の提出が無かった場合、1 か月分の保育料がかかりますのでご注意ください。

朝霞市放課後児童クラブ審査基準表

A 父母の状況 ※父母ともに1つのみ加算				父	母	A 父母の状況 ※父母ともに1つのみ加算				父	母
居宅外労働	1月160時間以上			30	30	居宅外就学	1月160時間以上			30	30
	1月140時間以上			29	29		1月140時間以上			29	29
	1月128時間以上			28	28		1月128時間以上			28	28
	1月120時間以上			27	27		1月120時間以上			27	27
	1月112時間以上			26	26		1月112時間以上			26	26
	1月100時間以上			25	25		1月100時間以上			25	25
	1月96時間以上			24	24		1月96時間以上			24	24
	1月84時間以上			23	23		1月84時間以上			23	23
	1月80時間以上			22	22		1月80時間以上			22	22
	1月72時間以上			21	21		1月72時間以上			21	21
	1月64時間以上			20	20		1月64時間以上			20	20
	居宅内労働（中心者）	1月160時間以上			30		30	居宅内就学	1月160時間以上		
1月140時間以上				29	29	1月140時間以上				28	28
1月128時間以上				28	28	1月128時間以上				27	27
1月120時間以上				27	27	1月120時間以上				26	26
1月112時間以上				26	26	1月112時間以上				25	25
1月100時間以上				25	25	1月100時間以上				24	24
1月96時間以上				24	24	1月96時間以上				23	23
1月84時間以上				23	23	1月84時間以上				22	22
1月80時間以上				22	22	1月80時間以上				21	21
1月72時間以上				21	21	1月72時間以上				20	20
1月64時間以上				20	20	1月64時間以上				19	19
居宅内労働（協力者）		1月160時間以上			29	29	死亡・離別・行方不明・拘禁				30
	1月140時間以上			28	28	B 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が高いもの）				指数	
	1月128時間以上			27	27	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁				18	
	1月120時間以上			26	26	ひとり親家庭				15	
	1月112時間以上			25	25	ひとり親家庭（祖父母と同居）				14	
	1月100時間以上			24	24	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）				12	
	1月96時間以上			23	23	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）				11	
	1月84時間以上			22	22	祖父母と同居				20	
	1月80時間以上			21	21	生活保護世帯				—	
	1月72時間以上			20	20	市長が児童福祉の観点から特に必要と認めた場合				—	
	1月64時間以上			19	19	C同居者の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）				指数	
	労働内定・就学予定・求職活動	1月160時間以上			28	28	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母				-1
1月140時間以上				27	27	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母				-2	
1月128時間以上				26	26	60歳未満で無職で健康な祖父母				-3	
1月120時間以上				25	25	Dその他調整事項 ※該当するもの全て加算（*は重複して加算しない）				指数	
1月112時間以上				24	24	保護者が非自発的な理由により失業した場合				5	
1月100時間以上				23	23	父または母が単身赴任中				1	
1月96時間以上				22	22	保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している				2	
1月84時間以上				21	21	保護者又は同一世帯の親族が入院中（出産・検査・短期等を除く）				2	
1月72時間以上				19	19	特別支援学校若しくは特別支援学級に通学している、又は身体・精神障害等の手帳を所持している その他これに類すると認められる場合 *				5	
1月64時間以上				18	18	申請児童が小学1年生 *				10	
求職活動を行っている				5	5	申請児童が小学2年生 *				5	
出産期間（出産月及び前後の2カ月）のみ保育希望				—	26	申請児童が小学2年生 *				5	
疾病・障害	I（児童の保育が完全に不可能な状態）			30	30	前年度の在籍者のうち、4月から9月までの間で利用日数が8日未満だった月が3か月以上ある（ただし、長期間の入院等特別な事情がある場合を除く。）				-10	
	II（児童の保育が困難な状態）			27	27						
	III（児童の保育が部分的に困難な状態）			25	25						
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級			30	30						
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B			27	27						
看護・介護	身体障害者手帳5級以下、療育手帳C			25	25						
	1月160時間以上			30	30						
	1月140時間以上			29	29						
	1月128時間以上			28	28						
	1月120時間以上			27	27						
	1月112時間以上			26	26						
	1月100時間以上			25	25						
	1月96時間以上			24	24						
	1月84時間以上			23	23						
	1月80時間以上			22	22						
居住家屋の災害復旧（内容調査の上）をしている	1月72時間以上			21	21						
	1月64時間以上			20	20						

5. 入所に当たってのお願い

○放課後児童クラブ入所説明会について(参加必須)

- ・入所前に放課後児童クラブから説明を受けていただきます(説明を受けないと入所できません)。

◆開催時期

- ①4月入所の場合 **【令和9年3月18日(木)】** ②年度途中入所の場合 各月中旬から下旬

◆開催場所

入所決定した放課後児童クラブで行います。

※説明会についてのお知らせは決定通知に同封いたします。

○帰宅方法について

- ・帰宅方法は、①保護者によるお迎え、②方面別集団帰り、③ひとり帰り、があります。
 - ①お迎え: 平日は 19 時、土曜日は 18 時までです。時間厳守でお願いします。
 - ②方面別集団帰り: 16 時 30 分から 17 時が目安です(時間は各児童クラブにご確認ください)。
 - ③ひとり帰り: ひとり帰りが可能なのは、②の集団帰りの時間までです。それ以降はお迎えをお願いします。
- ・帰宅時間変更や保護者以外の方がお迎えに来る場合には、事前に児童クラブにお知らせください。
- ・災害(台風、大雪、地震他)等の場合、集団帰りの中止も含め、児童の帰宅方法について保護者の勤務先に緊急連絡する場合があります。
- ・悪天候の場合、お迎えをお願いすることがあります。また、集団帰りの児童クラブ出発時間が多少前後することもありますのでご了承ください。
- ・車での送迎は原則禁止です。クラブには専用の駐車場および駐車スペースはありません。

○持ち物について

- ・すべての持ち物に名前を記入してください。
- ・上履き、お手拭きタオル、着替え一式、置き傘、はさみ、のり、セロテープ、連絡帳、連絡袋、防災ずきんを用意してください(児童クラブによって異なりますので、ご確認ください)。
- ・タオルは毎日取り替えますので、替えを用意してください。
- ・学校で禁止されているものは、児童クラブでも同様に禁止ですので、必要のないものは持たせないでください(お小遣い、おもちゃ等)。

○児童クラブから習い事等へ通う場合について

- ・児童クラブから習い事や病院、または学校行事等に参加する場合は、曜日や時間を指導員にお知らせください。この場合は、その時間での帰宅扱いとします(中抜けはできません)。
- ・1日保育等で習い事に行ってから登室はできません。持ち物は自己管理とし、預かることはできません。

○おやつについて

- ・おやつは、児童クラブで決められた時間に食べることを基本とし、持ち帰りはできません。(早帰りをする場合は、事前に児童クラブに連絡をしてください。ご連絡いただいた時間に合わせておやつを食べます。)
- ・おやつのアレルギー対応はできません。食品アレルギーがある場合は、ご家庭でおやつをご用意ください。クラブ提供のおやつを食べる場合は、他児と同様のおやつを提供し職員の個別対応(除去対応・代替品の提供)はできませんのでご了承ください。

○連絡・安全等について

- ・児童クラブに通っていることを学校の担任、登校班の班長、近所の人に話しておいてください。
- ・児童クラブをお休みする場合は、保護者からの欠席連絡が必須です。（児童の口頭による連絡、児童が書いた連絡帳での連絡は認められません。）

○長期のお休みについて

- ・病気やけがなどにより長期に児童クラブを休む場合は、事前に指導員に連絡をしてください。
- ・保育料には日割り制度がないため、お休み期間中も通常どおりお支払いいただきます。（連続して休む日数により、おやつ代還付の対象となる場合があります。詳しくは、「6. 保育料減免・おやつ代還付の手続き」（P12）を参照してください。）
- ・お休み期間が長期にわたる場合、特段の事情がなければ退所をお願いする場合があります。

○学校行事・感染症・台風時の対応

- ・私立小学校に在学している場合も、市立小学校の夏休みや行事等の日程に合わせた開室となることをご了承ください。
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖の場合は、感染拡大防止のため、ご家庭での保育をお願いします。
- ・台風等による学校の臨時休校時は、児童クラブも休室となります。
- ・学校の下校時間が早まる場合は、児童クラブは 12 時からの開室となります。また、学校の登校時間が遅れる場合通常通りの時間での開室となります。

○放課後児童クラブにおける服薬について

児童は薬に対する感受性が成人と異なるため、今まで服薬経験のある薬剤でも何らかの誘因により、突然アレルギー反応等（副作用）が起こることもあります。また、他の児童が誤って飲用（誤飲事故）してしまう危険性もあります。児童クラブとしてはより安全な対応をしていくために、保護者の皆様にこれらのことをご理解いただいた上で、以下のようにご協力をお願いしています。

- ・病院受診の際、できるだけ児童クラブ内で服薬しないで済むように、1 日 3 回飲ませる薬は「朝」、「児童クラブから帰宅後」、「就寝前」にずらしても良いか、又は「朝」と「夜」の 2 回の処方としていただけるか、医師にご相談ください。
- ※ただし、病気によっては溶連菌感染症などきちんと時間で服薬しなければ合併症を引き起こすものもあります。それらの病気に関しては「服薬依頼書」に記載していただき、薬と一緒に指導員にお渡しください。
- ・上記で預かる薬は診察した医師の処方に限ります。保護者の個人的な判断で持参した薬、薬局等で購入した薬はお預かりできません。
- ・服薬方法は、児童本人が行うこととし、指導員は児童への声かけや見守りのみしています。
- ・「服薬依頼書」は 1 日 1 枚とし、必ずご記入ください。使用する薬は容器や袋に名前を記入してお持ちください。
- ※点眼薬・外用薬等、症状が発生した時のみの薬に関しては、初回の 1 枚を提出してください。
- ・薬局が発行する薬に関する説明書（薬剤情報提供書）は、初日のみお持ちください。初日に説明書のコピーをとり、2 日目以降はコピーで対応します。

6. 保育料減免・おやつ代還付の手続き

○保育料の減免

保育料は児童 1 人につき月額 10,000 円（おやつ代 2,500 円を含む）ですが、下記のいずれかに該当する世帯については、保育料の減免制度があります。**減免の適用可否は 1 年度ごとに決定し、毎年度申請していただく必要があります。**減免を希望する方は、下表を参照し、「保育料減免申請書」及び必要書類を添付してこども未来課に申請してください。保育料の減免については、本人の申請により提出された必要書類等を確認の上で決定します。また、申請内容の確認の結果、減免にならない場合（却下）がありますのでご了承ください。後日、減免の可否を郵送で通知します。

No.	事由	減免金額	備考
①	生活保護受給世帯	7,500 円	生活保護受給者証の写しを添付
②	上記に準ずる世帯（低所得世帯など）	7,500 円	就労している保護者及び生計同一者の源泉徴収票又は確定申告書の写し、家賃がわかる書類（賃貸借契約書や口座通帳の写し）を添付（審査のうえ、減免の可否を決定します。）
③	児童が 2 人以上入所している世帯	2,500 円	2 人目から減免（同時入所）
④	事業の倒産またはやむを得ない理由による失業及び退職等であって、収入が著しく減少したとき	7,500 円	雇用保険被保険者証受給資格者証、預金通帳の写しを添付（審査のうえ、減免の可否を決定します。）
⑤	居住する家屋等が、災害等により著しい損害をうけたとき	7,500 円	全焼、全壊、または流失した場合
		5,000 円	半焼または半壊した場合
		2,500 円	火災、水害等により床上浸水したとき、または延焼防止活動により、一時的に居住することができなくなった場合
⑥	その他市長が特に必要と認める場合		
⑦	アレルギー診断を受けている場合（おやつ代減免）	2,500 円	学校生活管理指導表の写しまたは診断書を添付

※上記一覧表の補足事項

- ・必要な書類がそろっていない場合には、受付できませんのでご注意ください。
- ・上記、⑤の減免を申請する場合は、被災証明の写しを申請書に添付してください。
- ・郵送での申請の際は、郵便の消印日に受け付けたものとして処理します。
- ・**減免の決定・却下は、申請月の保育料から適用となります。**
- ・減免決定に必要な場合は、下表により個人情報の収集若しくは確認を行いますので予めご了承ください。

資料名	用途	所管課
生活保護受給台帳	生活保護受給の確認	生活援護課
課税台帳	世帯の年間所得額の確認	課税課

○減免申請期間（令和9年度）

入所月	申請期間
4月入所	入所決定後～令和9年4月30日（金）
随時入所	随時

※申請受理後、該当する場合には申請月分からの適用となります。また、申請時期によっては、減免前の保育料で一時引き落としする場合があります。

※原則として適用月を遡っての減免適用はできませんのでご注意ください。

例）減免申請受理日（消印有効） 4月末日受理→4月分から適用

5月1日受理→5月分から適用

○おやつ代の還付

下記の事由により、保育を受けない日（休所日は除く）が該当月内で連続して20日以上となる場合は、おやつ代の還付請求をすることができます。入所している児童クラブに翌月10日までに「還付請求書」により申請をしてください。翌月10日を過ぎた申請の場合は、こども未来課までお問い合わせください。

なお、返還するおやつ代は1か月単位とし、1日当たり100円で計算、限度額は2,500円となります。

還付の対象になる事由
児童が月の途中において入所し、又は退所した場合
児童の病気、事故その他の理由により、あらかじめ保護者から連絡があった場合
還付の対象外になる事由
あらかじめ保護者から欠席の連絡がなかった場合（無断欠席等）
保育料を滞納している場合（還付対象月以外の滞納も含む）

7. 家庭状況の変更・退所の手続き

○家庭状況の変更

家庭状況に変更があった場合には必ず入所している児童クラブに連絡した上で、「家庭状況変更届」と必要な書類を添付し市役所に提出してください。主な事由は次のとおりです。

事由	添付書類
就職、転職、職場復帰、勤務条件変更	就労証明書
死亡、婚姻、離婚	婚姻：配偶者の就労証明書
妊娠・出産	誓約書及び母子手帳の写し（出産予定日・母の氏名が記載されている資料）
住所変更	
勤務場所の変更、会社名変更	
退職 ※退職後3か月を過ぎると退所となります。	誓約書
市内転居等により通学する小学校が変わる場合 ※転居先の児童クラブの入所状況によってはお待ちいただくことがありますのでご了承ください。	
その他（病気等）	診断書または障害者手帳

○退所の手続

保育を必要としなくなったこと等により退所する場合は、退所月の月末の1週間前までに、必ず保護者が入所している児童クラブに連絡した上で、「放課後児童クラブ退所届」を市役所に提出してください。

※月末までに退所届の提出が無い場合は、翌月1か月分の保育料がかかります。

※退所日を遡っての退所届は受付できませんのでご注意ください。

※月の途中退所の場合でも保育料の日割りはありません。

○各様式の設置場所と提出先

下表を参考に申請する際に様式を取得してください。

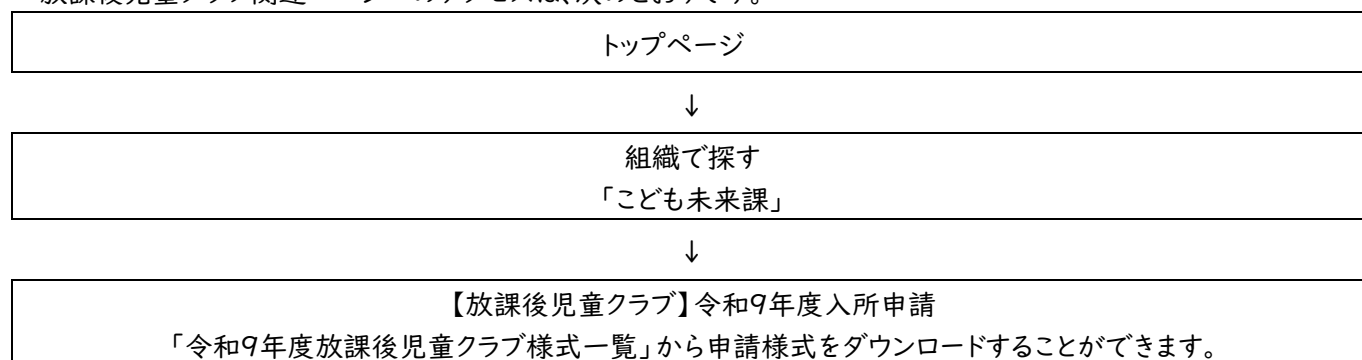
設置場所				提出先		
様式名	市役所	HP	各放課後 児童クラブ	市役所		クラブ
				電子	窓口	
入所申請書 (継続を含む)	○	○		○	○	
就労証明書	○	○		○	○	
誓約書	○	○		○	○	
退所届	○	○		○	○	
入所申請取下届	○	○		○	○	
入所辞退届	○	○		○	○	
家庭状況変更届	○	○		○	○	
保育料減免申請書	○	○		○	○	
おやつ代還付請求書	○		○			○
服薬依頼書	○	○	○			○
口座振替依頼書	○					
				各金融機関		

※電子…電子申請 窓口…市役所こども未来課こども育成係 クラブ…各放課後児童クラブ

○朝霞市ホームページの利用について

朝霞市ホームページのURL: <https://www.city.asaka.lg.jp>

放課後児童クラブ関連ページへのアクセスは、次のとおりです。



下記URL (QRコード) から様式一覧にアクセスできます。

朝霞市公式ホームページ

「令和9年度放課後児童クラブ様式一覧」

<https://www.city.asaka.lg.jp/site/kosodate/reiwa8-uketuke.html>



8. 児童クラブの1日と年間行事

○児童クラブの1日(例)

【平日の保育】

12:00 開室
14:00～15:00 順次登室
14:00～15:30 宿題・自由遊び
15:30～16:00 おやつ・掃除
16:15～19:00 自由遊び・順次帰宅

- ・開室時間は学校の下校時刻に合わせて変更します。始業式、短縮授業は開室が早くなります。学校からのおたより等を必ずご確認ください。
- ・1年生は、給食が始まるまで、指導員が迎えに行きます。その後は、クラスごとに登室します。

【平日以外の保育】

8:00 開室
8:00～9:00 登室
9:00～10:00 学習時間
10:00～12:00 自由遊び
12:00～13:00 昼食
13:00～14:00 休息時間
14:00～15:30 自由遊び
15:30～16:00 おやつ・掃除
16:00～19:00 自由遊び・順次帰宅

- ※土曜日は18:00までの保育です。
- ・学校休業日、土曜日、春休み、夏休み、冬休み、県民の日などは1日保育です。
- ・学習時間には、宿題、ドリル、ワーク、手作り問題などご家庭で用意した学習用具を使います。

○年間行事(例)

4月 新入生歓迎会	10月 あそびんピック
5月 家族へのプレゼント制作	11月 クリスマス制作
6月 セタ工作	12月 クリスマス会
7月 シャボン玉遊び	1月 正月遊び
8月 夏の制作	2月 節分
9月 敬老の日制作	3月 進級を祝う会

※各児童クラブによって若干異なります。

○長期休み中(夏休み等)の1日(例)

8:00	開室
9:00	登室
10:00	学習
	あそび
12:00	昼食
	休息
	読み聞かせなど
	おやつ
	あそび 順次帰宅
19:00	閉室

登室 ・9:00までに児童クラブに登室してください。 ・自転車、ビーチサンダルでの登室は禁止です。 ・帽子の使用を推奨しています。
学習 ・机に向かう習慣付けのため、毎日学習時間を設けますので、児童に合った教材を準備してください。 (例:学校の宿題、手作り問題、復習ドリル等) ・その日学習したところは、ご家庭で必ず確認して、次の日の学習に備えてください。
昼食 ・お弁当を用意してください。
その他 ・水分補給のためにも、水筒持参自由です。 (水またはお茶、スポーツドリンク類) ・おもちゃやお小遣いは持たせないでください。

9. 公設放課後児童クラブ一覧

児童クラブ名	通学区域	所在地	電話番号	定員	指定管理者 (令和9年度から)
膝折放課後児童クラブ	第一小	膝折町 4-11-26 (第一小学校敷地内)	463-9152 463-9168	130 名	社
岡放課後児童クラブ	第二小	岡 3-17-64 (第二小学校敷地内)	464-8281	122 名	社
浜崎放課後児童クラブ	第三小	大字浜崎 220-1 (第三小学校脇及び敷地内)	474-7125 472-2885	148 名	社
幸町放課後児童クラブ	第四小	幸町 1-6-9 (第四小学校校舎内)	467-4760	98 名	社
泉水放課後児童クラブ	第五小	泉水 3-16-1 (第五小学校校舎内)	465-0818	125 名	ク
本町放課後児童クラブ	第六小	本町 1-25-1 (第六小学校敷地内)	463-4433 463-4446	115 名	ク
朝志ヶ丘放課後児童クラブ	第七小	北原 2-6-39 (第七小学校敷地内)	473-8718	150 名	社
栄町放課後児童クラブ	第八小	栄町 5-1-50 (第八小学校敷地内)	463-8670 469-6531	135 名	ク
根岸台放課後児童クラブ	第九小	大字台 295-1 (第九小学校敷地内)	467-0131	80 名	社
溝沼放課後児童クラブ	第十小	大字溝沼 828-1 (第十小学校校舎内)	458-5520 458-5530	140 名	社

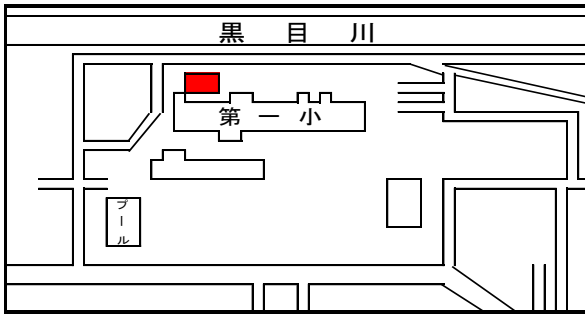
※児童クラブへの問い合わせは、平日 12:00~19:00、土曜日 8:00~18:00 に限ります。

※指定管理者 社…社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

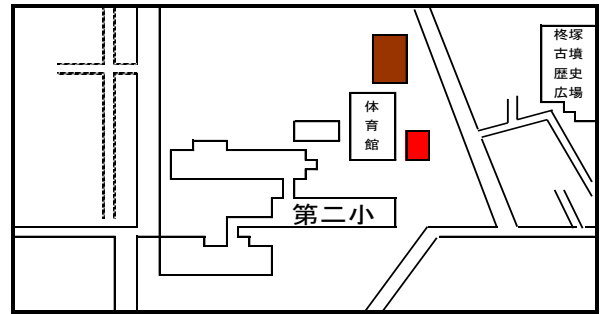
ク…株式会社 クオリス

公設放課後児童クラブ地図

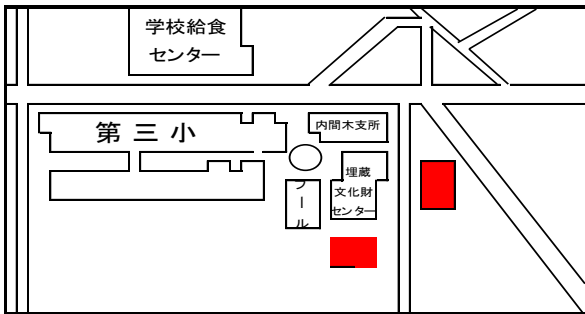
膝折放課後児童クラブ（第一小）



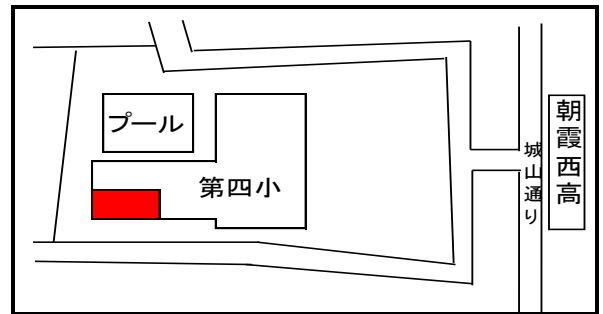
岡放課後児童クラブ（第二小）



浜崎放課後児童クラブ（第三小）



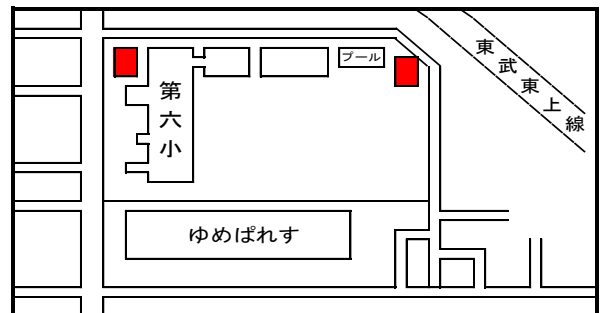
幸町放課後児童クラブ（第四小）



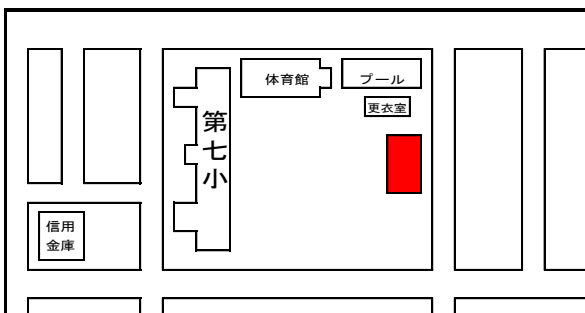
泉水放課後児童クラブ（第五小）



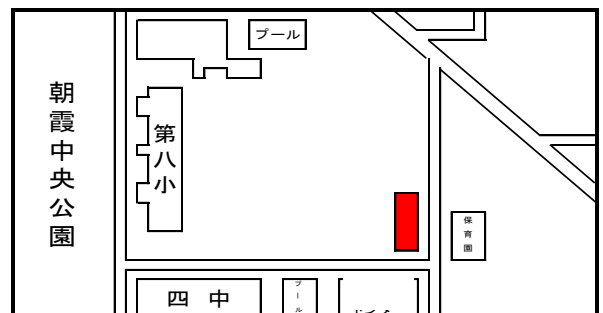
本町放課後児童クラブ（第六小）



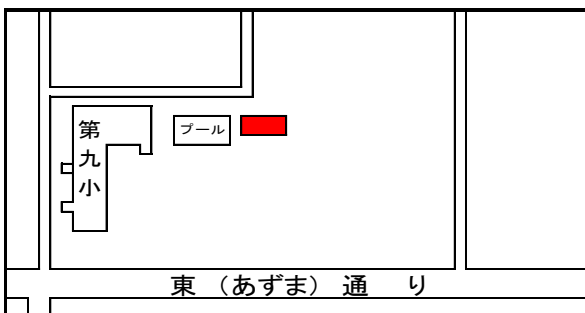
朝志ヶ丘放課後児童クラブ（第七小）



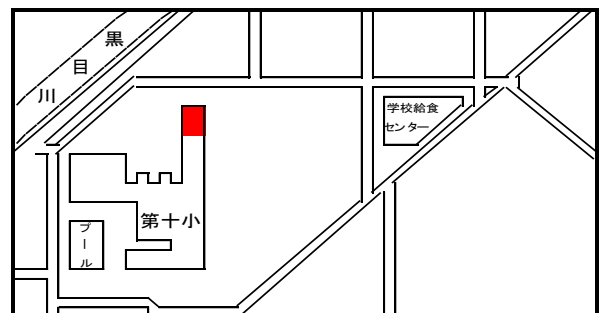
栄町放課後児童クラブ（第八小）



根岸台放課後児童クラブ（第九小）



溝沼放課後児童クラブ（第十小）



10. 朝霞市指定（民間）放課後児童クラブ一覧

朝霞市指定放課後児童クラブ（民間放課後児童クラブ）では、時間延長や習い事オプションなど、独自のサービスを実施しています。

入所の申込み、入所後の手続き等の詳細については、各民間放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

保育料は、全施設同額の月額 10,000 円（延長料金除く。）、減免制度に関しても公設放課後児童クラブと同じ扱いになります。（おやつ代減免を除く。）

民間児童クラブでも、障害のあるお子さまの受け入れを行っております。どうぞお気軽にご相談ください。

NO	児童クラブ名	通学区域	所在地	電話番号	定員
①	キッズクラブさいか本町	第六小	本町 1 丁目 29 番 44 号	424-4389	44
②	キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ・はばたき	第二小・第四小 第六小・第八小	本町 3 丁目 4 番 6 号	458-3554	90
③	キッズクラブさいか本町 けやき	第六小・第八小	本町 2 丁目 7 番 28 号 ミュージション朝霞本町 1F	485-8299	25
④	キッズクラブあさか浜崎	第三小・第七小	浜崎 4 丁目 1 番 58 号	487-8181	50
⑤	あさかだいアンジュクラブ	第五小・第七小	西原 1 丁目 2 番 45 号 シャンボール朝霞台 4F	485-8038	55
⑥	西弁財ぞうさん放課後児童クラブ	第五小	西弁財 1 丁目 3 番 6 号 西弁財ビル 1F	080-9355-7380	65
⑦	東弁財ぞうさん放課後児童クラブ	第五小	東弁財 3 丁目 13 番 6 号 ガーデンサラス 1F	090-3725-3221	56
⑧	GENKIKIDS CANVAS （元気キッズ キャンパス）	第六小・第八小	仲町 2 丁目 2 番 38 号 アウステル 2F	486-9967	57
⑨	さつき放課後児童クラブ	第六小・第八小	本町 2 丁目 4 番 25 号 T-BLD 朝霞ビル 2F	423-5239	40
⑩	たまみずきっず溝沼	第十小	溝沼 5 丁目 17 番 1 号	424-7355	40
⑪	本町アンジュクラブ	第六小	本町 1 丁目 32 番 18 号	423-2695	44
⑫	たまみずきっず栄町	第八小	栄町 4 丁目 6 番 5 号	423-8806	40

①キッズクラブさいか本町
設置者：特定非営利活動法人 三楽

所在地	本町 1 丁目 29 番 44 号	電話番号	048-424-4389
開業年月日	平成 30 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第六小	定員	44 名
保育時間	平日 放課後～19:00 土曜日・学校休業日 7:30～19:00 延長保育 朝 7:30～8:00 (別途料金)・夕 19:00～20:00 (別途料金) 30 分:350 円 月極 8,000 円 (朝延長は、長期休業日・土曜日対応)		
休室日	・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) ・災害、感染症等による学校の臨時休校日・その他休室を必要とする日		

○クラブの特徴

- ・異年齢との交わりを持ちながら、“楽しく学ぶ”“楽しく遊ぶ”をモットーとして、アットホームな雰囲気の中、安心安全な保育を目指しております。
- ・手作り昼食を行います。
- ・年間行事に合わせてプログラムを組み保育を行います。
- ・他の施設と交流を図り、合同遠足を行います。





②キッズクラブさいか本町あおぞら・つばさ・はばたき
設置者：特定非営利活動法人 三楽

所在地	本町 3 丁目 4 番 6 号	電話番号	048-458-3554
開業年月日	平成 31 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第二小・第四小・第六小・第八小	定員	90 名
保育時間	平日 放課後～19:00 土曜日・学校休業日 7:30～19:00 延長保育 朝 7:30～8:00 (別途料金)・夕 19:00～20:00 (別途料金) 30 分:350 円 月極 8,000 円 (朝延長は長期休業日・土曜日対応)		
休室日	・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) ・災害、感染症等による学校の臨時休校日・その他休室を必要とする日		
○クラブの特徴			
・異年齢との交わりを持ちながら、“楽しく学ぶ”“楽しく遊ぶ”をモットーとして、アットホームな雰囲気の中、安心安全な保育を目指しております。 ・手作り昼食を行います。 ・年間行事に合わせてプログラムを組み保育を行います。 ・他の施設と交流を図り、合同遠足を行います。 			
○その他			



③キッズクラブさいか本町けやき

設置者:特定非営利活動法人 三楽

所在地	本町 2 丁目 7 番 28 号ミュージション朝霞本町テナント 1F	電話番号	048-485-8299
開業年月日	令和 3 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第六小・第八小	定員	25 名
保育時間	平日 放課後～19:00 土曜日・学校休業日 7:30～19:00 延長保育 朝 7:30～8:00(別途料金)・夕 19:00～20:00(別途料金) 30 分:350 円 月極 8,000 円 (朝延長は長期休業日・土曜日対応)		
休室日	・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) ・災害、感染症等による学校の臨時休校日・その他休室を必要とする日		
○クラブの特徴			
・異年齢との交わりを持ちながら、“楽しく学ぶ”“楽しく遊ぶ”をモットーとして、アットホームな雰囲気の中、安心安全な保育を目指しております。 ・手作り昼食を行います。 ・年間行事に合わせてプログラムを組み保育を行います。 ・他の施設と交流を図り、合同遠足を行います。			





④キッズクラブあさか浜崎

設置者:特定非営利活動法人 三楽

所在地	浜崎 4 丁目 1 番 58 号	電話番号	048-487-8181
開業年月日	令和 2 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第三小・第七小	定員	50 名
保育時間	平日 放課後～19:00 土曜日・学校休業日 7:30～19:00 延長保育 朝 7:30～8:00(別途料金)・夕 19:00～20:00(別途料金) 30 分:350 円 月極 8,000 円 (朝延長は長期休業日・土曜日対応)		
休室日	・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) ・災害、感染症等による学校の臨時休校日・その他休室を必要とする日		
○クラブの特徴			
・異年齢との交わりを持ちながら、“楽しく学ぶ”“楽しく遊ぶ”をモットーとして、アットホームな雰囲気の中、安心安全な保育を目指しております。 ・手作り昼食を行います。 ・年間行事に合わせてプログラムを組み保育を行います。 ・他の施設と交流を図り、合同遠足を行います。 			
○その他			



⑤あさかだいアンジュクラブ
設置者：社会福祉法人 あさか杏樹会

所在地	西原 1 丁目 2 番 45 号 シャンボール朝霞台 4F	電話番号	048-485-8038
開業年月日	平成 30 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第五小・第七小・私立小	定員	55 名
保育時間 (延長含む)	学校登校日(半日含む)の放課後～19:15 学校休業日 7:00～19:15 土曜日は 19:00 まで ※いずれも 7:00～8:00 及び 19:00～19:15 は延長保育時間になります。		
保育料	月額 10,000 円(朝霞市の保育料減免制度を受けることができます)		
延長保育料	通常日 19:00～19:15 日額 150 円／ 休校日早登室日額 7:00～500 円、7:30～200 円		

○クラブの特徴

『ひとりひとりが輝くクラブ』

児童一人一人が安らげる居場所を提供していきながら、児童が主体的に参加できる遊び・学び・体験・交流・生活の場を提供します。豊かな放課後の時間を過ごすことで、生きる力を育みます。

○クラブでの過ごし方

通常日・・登室後体調チェックと荷物の確認⇒今日の流れを確認します⇒宿題⇒おやつ⇒遊びの時間

※月ごとの季節行事やお誕生会・避難訓練などがあります。

休校日・・朝から登室⇒体調チェック⇒今日の流れ確認⇒学習⇒遊び⇒昼食⇒昼休憩⇒学習⇒遊び

※園外活動(施設見学・お芋ほり・遠足など)もあります。

○その他

☆北朝霞駅前にある、6 階建てのビルの 4 階部分がクラブです。下の階に保育園が併設されていますので下のお子様と一緒に迎えできます。

☆私立小の児童は駅が目の前なので、安心して登室できます。

☆春・夏・冬休み中は仕出し弁当の注文ができます。

☆希望者は、英語や総合体育のレッスンも受講可能です。(有料)
学習ルームがあるので、全集中できます!



○申し込み方法・流れ

☆メール申込となります☆

1.QR コードを読み取り、「メール作成画面はこちら」をクリックし、メールで申込をして下さい。

<第 1 次受付期間 令和 8 年 10 月 19 日(月)～11 月 5 日(木)> 期間外は受付しません★

2.面談時間が指定されますので、面談日時に児童と一緒に来所の上、申請書と保護者の就労証明書を提出してください。<面接日 令和 8 年 11 月 7 日(土)>

※申請書・就労証明書はホームページからダウンロードできます。

申込用 QR コード



☆入室決定の発表は

11 月 15 日を予定しています。(HPにて)

書類のダウンロードはホームページから
できます。

<https://www.anjukai.jp>



広い室内

⑥西弁財ぞうさん放課後児童クラブ

設置者:社会福祉法人 よつばゆりかご会



所在地	西弁財 1-3-6 西弁財ビル 1F	電話番号	080-9355-7380
開業年月日	令和 5 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第五小	定員	65 名
保育時間 (延長含む)	通常日 放課後 ～19:00 休校日 7:00～19:00 (7:00～7:59 は延長時間 別途延長料金がかかります。)		
保育料	10,000 円		
延長保育料	長期休暇・土曜日のみ、7 時～7 時 30 分 (200 円) 7 時 31 分～7 時 59 分 (200 円)		
○クラブの特徴 遊ぶときは遊ぶ、集中する時は集中するといったメリハリのついた生活の中で、「たのしいぞう、がんばるぞう、やるきだぞう」の 3 つの“ぞう”で豊かで伸びやかな心を育てます。 また教員経験のある職員が多数いるので学習面でもサポートできます。 日々の学習時間では宿題を終わらせてから帰宅することを目標としています。異学年交流が活発で公園やフットサルコートで野球やサッカー、鬼ごっこやドロケイなどで毎日遊んでいます。学童から隣接している習い事教室(ダンス、プログラミング、英会話)へ行くことも可能です。			
○クラブでの過ごし方 1、伝承遊びやボランティアなどでの地域交流での多様な過ごし方を提案します。 2、長期休暇には、遠足など自然と触れ合う遊び方を提案します。 3、様々な取り組みの中で集中力を高め、好きなことに熱中できる環境をつくります。			
○その他 夏期是水遊びや遠足、防災訓練や非常食の試食、秋期ハロウィンフェスティバルや音楽鑑賞、お楽しみ会などを行います。 東弁財ぞうさん放課後児童クラブの兄弟施設として同じ理念・方針を持って運営いたします。			
○申し込み方法・流れ 公立と同様の書類をぞうさん放課後児童クラブへ持参または送付してください。 クラブの見学は随時受け入れています。電話連絡をしてから来てください。 東弁財ぞうさん放課後児童クラブか西弁財ぞうさん放課後児童クラブかは児童のバランスの関係で選択はできません。			

⑦東弁財ぞうさん放課後児童クラブ

設置者：社会福祉法人 よつばゆりかご会



所在地	東弁財 3 丁目 13 番 6 号 ガーデンサラス 1F	電話番号	090-3725-3221
開業年月日	平成 31 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第五小	定員	56 名
保育時間 (延長含む)	通常日 放課後 ～19:00 休校日 7:00～19:00 (7:00～7:59 は延長時間 別途延長料金がかかります。)		
保育料	10,000 円		
延長保育料	長期休暇・土曜日のみ、7 時～7 時 30 分 (200 円) 7 時 31 分～7 時 59 分 (200 円)		
○クラブの特徴 遊ぶときは遊ぶ、集中する時は集中するといったメリハリのついた生活の中で、「たのしいぞう、がんばるぞう、やるきだぞう」の 3 つの“ぞう”で豊かで伸びやかな心を育てます。 また教員経験のある職員が多数いるので学習面でもサポートできます。 日々の学習時間では宿題を終わらせてから帰宅することを目標としています。異学年交流が活発で公園やフットサルコートで野球やサッカー、鬼ごっこやドロケイなどで毎日遊んでいます。学童から隣接している習い事教室（学研、公文、そろばん）へ行くことも可能です。			
○クラブでの過ごし方 1、伝承遊びやボランティアなどでの地域交流での多様な過ごし方を提案します。 2、長期休暇には、遠足など自然と触れ合う遊び方を提案します。 3、様々な取り組みの中で集中力を高め、好きなことに熱中できる環境をつくれます。			
○その他 夏期は水遊びや遠足、防災訓練や非常食の試食、秋期はハロウィンフェスティバルや音楽鑑賞、冬期は演劇鑑賞会やクリスマス会、お楽しみ会などを行います。 西弁財ぞうさん放課後児童クラブの兄弟施設として同じ理念・方針を持って運営いたします。			
○申し込み方法・流れ 公立と同様の書類をぞうさん放課後児童クラブへ持参または送付してください。 クラブの見学は随時受け入れています。電話連絡をしてから来てください。 東弁財ぞうさん放課後児童クラブか西弁財ぞうさん放課後児童クラブかは児童のバランスの関係で選択はできません。			

⑧GENKIKIDS CANVAS(元気キッズ キャンバス)

設置者:株式会社 GENKI INNOVATION COMPANY

所在地	〒351-0006 朝霞市仲町 2-2-38 アウステル2F	電話番号	TEL 048-486-9967 FAX 048-486-9968
開業年月日	2021 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第八小・第六小	定員	57 名
保育時間 (延長含む)	通常日 放課後 ～19:00 休校日 8:00～19:00		
保育料	1 万円(おやつ代)※別途設備利用料(1000 円)を徴収しております。 ※児童が 2 人以上入所の場合、2 人目から 2,500 円減免(同時入所)		
延長保育料	有(※19 時以降をすぎる場合のみ延長料金を徴収いたします)		

○クラブの特徴

朝霞駅東口より徒歩 1 分のビルにあります。「子どもが自分の軸をもって生きる力」を育む放課後児童クラブです。興味関心が刺激される活動や環境をつくり、子ども達が自ら放課後の過ごし方を考えます。何気ない「時間」を大切に、学校でも家庭でも第 3 の安心できる場所を提供します。自分の軸を持ち(主体性、個性、自己肯定感)、たくさんの経験、知識を学び(探求学習)、仲間と協力し(異年齢保育)、地域で豊かに過ごせる(社会性)環境を提供しています。



○クラブでの過ごし方

- ・小学校⇄GENKIKIDS CANVAS 間は車で送迎をしています。(人数や運行スケジュールによって徒歩の場合もございます)
- ・子ども達が主体的に学ぶ、遊ぶ、休むなど選べる空間づくりをしています。
- ・季節ごとにテーマを決め、探求学習ができるようにサポートしています。
- ・体操教室や公文、習字、ピアノ・バレエ(近隣の)へ通うことも可能です。(送迎あり)
- ・バスで外遊びへ行く日もあります。

○その他

- ・長期休暇中はお弁当を発注することができます。(1 食 450 円)
- ・保護者の方への連絡は ICT システムでやり取りをしています。
- ・写真販売もあります。(希望者のみ)
- ・アート・造形サロン(土曜日月一開催 希望者のみ)

○申し込み方法・流れ

見学と面談は、HP (<https://www.genki-kids.net/canvas/>) からのお問い合わせ、メール(genkikids.canvas@gmail.com)、電話(048-486-9967)よりお願いいたします。

⑨さつき放課後児童クラブ

設置者：株式会社 さつき

所在地	本町 2 丁目 4 番 25 号 T-BLD 朝霞ビル 2F	電話番号	048-423-5239
開業年月日	平成 30 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第六小・第八小	定員	40 名
保育時間 (延長含む)	通常時：学校の下校時～19 時 土曜日・長期休み・一日開室日：8 時～19 時		
保育料	¥10,000/月額		
延長保育料	延長保育は実施しておりません。		
○クラブの特徴 家にいるようなのんびりとした生活づくり 子どもたち自身が自分たちで考え行動できるように 興味、関心をもてるような「経験」「体験」をできる場所に 自分のことを大好きになれる場所に 子どもたちの成長を保護者と共有し、共に子育てをしていく			
○クラブでの過ごし方 子ども達は自由に過ごし、遊んだり工作をしたり子ども自身のペースで過ごしています。近くの公園に遊びに行く時もあります。毎月のお誕生日会や、季節の行事などは子ども達と装飾を作ったり、イベントは子ども達が主体的となり一緒に作り上げます。			
○申し込み方法・流れ 事前に予約をしていただき見学・面談をお願いしています。見学・面談期間は、9 月 7 日～10 月 20 日までの期間になります。【電話受付終了：10 月 13 日】以降の受付は出来ませんので、ご了承ください。見学に来ていただいた際に申請書等の必要書類をお渡しします。申請受付期間中に、さつき放課後児童クラブまで提出をお願いいたします。			

⑩たまみずきっず溝沼
設置者：合同会社 みんなのいばしょでしよ

所在地	溝沼 5 丁目 17 番 1 号	電話番号	048-424-7355
開業年月日	令和 2 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第十小	定員	40 名
保育時間 (延長含む)	月曜日～金曜日・・・下校時間～20:00 土曜・長期休暇・振替休日・県民の日(一日保育)・・・7:30～20:00 延長保育・・・7:30～8:00、19:00～20:00		
保育料	月額 10,000 円 減免利用制度有り。		
延長保育料	7:30～8:00 300 円／19:00～19:30 300 円／19:31～20:00 400 円 月極 6,000 円		

○クラブの特徴

たまみずきっずは、登室する全ての子ども達にとって居心地の良い居場所になるよう、職員一同見守りをしております。自ら考え、お友だちのことを考えることを大切にしているため、子ども達の自主性を重んじております。保護者の皆様とは、お迎え時や連絡帳にて、子ども達の表情を共有し、安心してお預けいただけるよう運営しております。

○クラブでの過ごし方

職員の引率により登室(平日のみ)すると、手指の消毒、手洗いをしてから、荷物をそれぞれのロッカーにしまい、連絡袋(入室時にお渡しします)を職員に提出します。その後は、宿題、遊び等、個々の予定に従って過ごします。通常、16 時ごろから、みんなでおやつを食べます。その後は、保護者の方のお迎えまで、自由時間になります。外遊びが出来ないため、屋内でスペースを分け合い、遊んでいます。ドッチボールやバレーボール、読書、工作やブロック遊びが、人気です。

○その他

- ・学校まで徒歩または車にて職員が迎えに行きます。
- ・原則、保護者の方にお迎えに来ていただきますが、希望されるご家庭と相談のうえ、所定の場所までお子さまをお送りいたします。(有料 1 回 150 円/月極 2,000 円)
- ・保護者送迎用駐車場 2 台有り。

○申し込み方法・流れ

1. 募集が始まりましたら、内容をご確認いただき、保護者の方、お子さまご本人と一緒に施設の見学をしてください。(要事前予約)
2. 入室ご希望の場合は、所定の入所申請書をご提出いただき、保護者の方・お子さまご本人の面接をさせていただきます。(要事前予約)
3. 入室決定通知を郵送いたしますので、受取られたご家庭は、内容をご確認いただき必要書類をご用意の上、期限までに施設にご提出ください。郵送時期は、募集内容をご確認ください。

⑪本町アンジュクラブ
設置者：社会福祉法人 あさか杏樹会

所在地	本町 1 丁目 32 番 18 号	電話番号	048-423-2695
開業年月日	平成 29 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第六小	定員	44 名
保育時間 (延長含む)	学校登校日(半日含む)の放課後～19:15 学校休業日 7:30～19:15 土曜日は 19:00 まで ※いずれも 7:30～8:00 及び 19:00～19:15 は延長保育時間になります。		
保育料	月額 10,000 円(朝霞市の保育料減免制度を受けることができます)		
延長保育料	通常日 19:00～19:15 日額 150 円／ 休校日早登室日額 7:00～500 円、7:30～200 円		

○クラブの特徴

『ひとりひとりが輝くクラブ』

児童一人一人が安らげる居場所を提供していきながら、児童が主体的に参加できる遊び・学び・体験・交流・生活の場を提供します。豊かな放課後の時間を過ごすことで、生きる力を育みます。

○クラブでの過ごし方

通常日・・登室後体調チェックと荷物の確認⇒今日の流れを確認します⇒宿題⇒おやつ⇒遊びの時間

※月ごとの季節行事やお誕生会・避難訓練などがあります。

休校日・・朝から登室⇒体調チェック⇒今日の流れ確認⇒学習⇒遊び⇒昼食⇒昼休憩⇒学習⇒遊び

※園外活動(施設見学・お芋ほり・遠足など)もあります。

※土曜保育は、あさかだいアンジュクラブと合同保育になります。



○その他

☆クラブは第六小から徒歩 3 分のところにあります。当クラブ専用の木造平屋のおうちなのでゆったりくつろげます。

☆近くの二本松公園・中道公園・六小の校庭で外遊び。学習のフォローもしていますので、自ら学習する習慣が身につきます。

☆習い事も大丈夫!終わった後にクラブに戻ることができます。

☆春・夏・冬の長期休み中は仕出し弁当の注文ができます。



○申し込み方法・流れ

☆メール申込となります☆

1.QRコードを読み取り、「メール作成画面はこちら」をクリックし、メールで申込をして下さい。

<第1次受付期間 令和8年10月19日(月)～11月5日(木)> 期間外は受付しません★

2.面談時間が指定されますので、面談日時に児童と一緒に来所の上、申請書と保護者の就労証明書を提出してください。<面接日 令和8年11月7日(土)>

※申請書・就労証明書はホームページからダウンロードできます。



申込用 QR コード



☆入室決定の発表は

11月15日を予定しています。(HPにて)

書類のダウンロードはホームページから
できます。

<https://www.anjukai.jp>



⑫たまみずきっず栄町
設置者：合同会社 みんなのいばしょでしよ

所在地	栄町 4 丁目 6 番 5 号	電話番号	048-423-8806
開業年月日	平成 29 年 4 月 1 日	運営形態	民設民営
通学区域	第八小	定員	40 名
保育時間 (延長含む)	月曜日～金曜日・・・下校時間～20:00 土曜・長期休暇・振替休日・県民の日(一日保育)・・・7:30～20:00 延長保育・・・7:30～8:00、19:00～20:00		
保育料	月額 10,000 円 減免利用制度有り。		
延長保育料	7:30～8:00 300 円／19:00～19:30 300 円／19:31～20:00 400 円 月極 6,000 円		

○クラブの特徴

たまみずきっずは、登室する全てのこども達にとって居心地の良い居場所になるよう、職員一同見守りをしております。自ら考え、お友だちのことを考えることを大切にしているため、こども達の自主性を重んじております。保護者の皆様とは、お迎え時や連絡帳にて、こども達の表情を共有し、安心してお預けいただけるよう運営しております。

○クラブでの過ごし方

職員の引率により登室(平日のみ)すると、手指の消毒をしてから、荷物をそれぞれのロッカーにしまい、連絡袋(入室時にお渡しします)を提出箱に提出します。その後手洗いうがいをし、おやつを食べます。おやつを食べ終わると、約 30 分間学習時間です。学習を早く終えたこども達は机で出来ること(読書、お絵描き、工作等)をして過ごします。※宿題は取り組みが出来るよう声掛けはさせていただきますが、無理強いはしていません。学習時間の後は保護者の方のお迎えまで、自由時間となり、遊び等、個々の予定に従って過ごします。外遊びが出来ないため、屋内でスペースを分け合い、遊んでいます。折り紙、ブロック遊び、ごっこ遊び、ボール遊びなどが人気です。

※宿題は取り組みが出来るよう声掛けはさせていただきますが、無理強いはしていません。

○その他

- ・学校まで職員が歩いてお迎えに行きます。
- ・原則、保護者の方にお迎えに来ていただきますが、希望されるご家庭と相談のうえ、所定の場所までお子さまをお送りいたします。(有料 1 回 150 円/月極 2,000 円)

○申し込み方法・流れ

1. 募集が始まりましたら、内容をご確認いただき、保護者の方、お子さまご本人と一緒に施設の見学をしてください。(要事前予約)
2. 入室ご希望の場合は、所定の入所申請書をご提出いただき、保護者の方・お子さまご本人の面接をさせていただきます。(要事前予約)
3. 入室決定通知を郵送いたしますので、受取られたご家庭は、内容をご確認いただき必要書類をご用意の上、期限までに施設にご提出ください。郵送時期は、募集内容をご確認ください。

11. その他の放課後の居場所・保育制度について

■児童館

市内に6館ある児童館では、子どもたちが放課後に安全に遊べる場を提供しています。友達と一緒に工作やスポーツ、各種イベントを楽しむことができ、地域の子ども同士の交流の場となっています。わからないことがあったら職員に相談できるので、一人でも気軽に行って安心して過ごすことができます。

施設名	所在地	電話番号
はまさき児童館	大字浜崎 51-1	048-486-2477
きたはら児童館	北原 2-8-11	048-471-7140
みぞぬま児童館	溝沼 7-13-11	048-450-0858
ねぎしだい児童館	根岸台 2-15-12	048-450-1815
ひざおり児童館	膝折町 1-7-40	048-458-6969
ほんちょう児童館	本町 2-3-22	048-487-8582

■図書館

図書館では、読書や図書館資料を使った調べものができるスペースがあります。子どもたちの知的好奇心を育み、放課後を静かに過ごす場所として最適です。

施設名	所在地	電話番号
図書館	青葉台 1-7-26	048-466-8686
図書館北朝霞分館	大字浜崎 669-1	048-470-6011

■公民館

朝霞市の公民館は、いろいろなことを学べる場所です。スポーツやダンス、工作などの教室がたくさんあり、友だちと一緒に新しいことにチャレンジできます。お祭りやイベントもあるので、放課後や休日に楽しい時間を過ごすのにオススメです。

施設名	所在地	電話番号
中央公民館・コミュニティセンター	青葉台 1-7-1	048-465-7272
東朝霞公民館	根岸台 6-8-45	048-463-9211
西朝霞公民館	膝折町 4-19-1	048-462-1411
南朝霞公民館	溝沼 1-5-24	048-461-0163
北朝霞公民館	朝志ヶ丘 1-4-1	048-473-0558
内間木公民館	田島 2-18-47	048-456-1055

■その他の施設

施設名	所在地	電話番号
わくわくどーむ (健康増進センター)	大字浜崎 27	048-472-6000
溝沼子どもプール (夏季のみ)	大字溝沼 1033	048-464-0023
博物館	岡 2-7-22	046-469-2285

■朝霞市児童館ランドセル来館事業

児童館ランドセル来館事業は、放課後児童クラブの入所申請に際し、定員の超過により、入所が保留となった2年生から6年生までの小学生が、放課後を安心して安全に過ごすことができるよう、下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま、直接児童館に来館できる事業です。

ご利用に当たっては、事前登録が必要になります。詳しくは朝霞市こども未来課、または社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会にお問い合わせください。

<問合せ> 朝霞市こども未来課 ☎048-463-2930
社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（高齢者・児童福祉課）
☎048-486-2487

■あさか放課後子ども教室

第六小学校・第八小学校では放課後子ども教室を実施しています。

（令和9年度から、第五小学校が追加予定）

放課後子ども教室では、放課後や学校の長期休業期間中に、学校施設等を利用して児童が過ごすことができる場所を提供しています。

なお、放課後児童クラブとは異なり、預かり保育ではありません。

放課後、下校せずに学校敷地内で過ごすことができます。校庭や体育館で体を動かすことや、実施教室にある遊具を使用して遊んだり、宿題を行うなど、それぞれの児童が思い思いの時間を過ごせるよう、スタッフが見守りを行う「子どもたちの居場所」です。

ご利用に当たっては、利用登録（年間登録料あり）が必要になります。詳しくは朝霞市生涯学習・スポーツ課にお問い合わせください。

<問合せ> 朝霞市生涯学習・スポーツ課 ☎048-463-2920

■朝霞市ファミリー・サポート・センター / 朝霞市緊急サポート事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助をしてほしい方（ファミリー会員）と子育ての手助けができる方（サポート会員）に会員となっただき、センターがファミリー会員の援助依頼内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、会員同士の相互援助活動により、子育て家庭を支援する有償のボランティア活動を行う会員組織です。

ご利用に当たっては、入会説明会の参加と会員登録が必要になります。詳しくは朝霞市ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

また、朝霞市緊急サポート事業（令和7年10月1日開始）は、病児・病後児の保育や緊急時の一時預かり等について、緊急サポート事業に登録しているサポート会員が支援を行うもので、緊急性が高く、ファミリー・サポート・センターでは対応できない案件についても対応が可能です。

利用方法・入会方法など、詳しくは緊急サポートセンター埼玉にお問い合わせください。

<問合せ> 朝霞市ファミリー・サポート・センター ☎048-483-4501
緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

☆☆令和 8 年 9 月☆☆

—誰にでもできること—

児童虐待が疑われる「気になる親子」に気づいたときは、
ためらわずにこども家庭課、児童相談所又は児童相談所全国ダイヤルにご連絡ください。

子どもやご家族の安全を守るために、あなたの声をしっかり受け止め、秘密はかたく守られます。
疑いの段階からのご相談が、最も早い支援につながります。

あなたの一歩が大切な命を守ります。

○こども家庭課 048-463-0364（直通） 月～金 8時45分～16時00分

○朝霞児童相談所 048-465-4152（平日） 月～金 8時30分～18時15分

○児童相談所全国ダイヤル 189（いちはやく）（匿名可能・通話無料・24時間電話可）

※児童相談所全国共通ダイヤルはお住まいの地域の児童相談所につながります。

こども家庭庁

こどもも保護者も
オンラインで気軽に相談

親子のための
相談 LINE



—子育てや親子関係に悩んだら— 不安やイライラに、一緒に向き合います

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください

児童相談所
相談専用ダイヤル 0120-189-783